

署名の電子化に関する特約

第1条(総則)

署名の電子化に関する特約(以下「本特約」という)は、日専連静岡加盟店規約(以下「原規約」という)に基づいて、加盟店が信用販売を行う際に会員から取得する署名を電子化する場合に関して定める特約です。

第2条(用語の定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

- (1)「電子サインパッド」とは、署名を電子化する機能を有する機器のうち、加盟店が信用販売を行う際に、会員から取得する署名に使用することを両社が認めたものをいいます。
- (2)「署名データ」とは、電子サインパッドにより電子化された会員の署名にかかる電磁的データをいいます。
- (3)「売上票控データ」とは、売上票(加盟店控)の内容が記録された電磁的データをいいます。
- (4)「本データ」とは、署名データおよび売上票控データを保管用の形式に加工したものをいいます。

第3条(カード取扱店舗)

加盟店は、本特約に基づく署名の電子化を導入する場合(以下「署名電子化」という)、対象となるカード取扱店舗を事前に両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。

第4条(信用販売の方法等)

原規約の定めにかかわらず、加盟店は、信用販売時に会員から取得する売上票への署名を、書面への記載に代えて、電子サインパッドへの入力の方法で取得することができるものとします。

第5条(本データの保管方法等)

- 1.加盟店は、本データの保管業務を原規約に基づき両社が事前に承諾した業務代行者(以下「本委託先」という)に委託(以下「本委託」という)し、会員から署名を取得した後速やかに、本委託先が運営するデータ保管のための施設(以下「電子伝票保管センター」という)に送信するものとします。
- 2.加盟店は、信用販売ごとに本データを暗号化するなど、次条に定める安全管理措置を講じたうえで、本委託先をして本データを保管させるものとします。なお、保管期間は信用販売の日から7年間とします。なお、加盟店は、本委託先または本委託先における保管方法等の仕様に変更が生じる場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

第6条(安全管理措置)

- 1.加盟店は、署名電子化にあたり、カード番号、有効期限等のカードに関する情報、カードの利用に関する情報、署名データ、本データおよび売上票控データ(以下総称して「カード関連情報」という)、ならびに署名電子化に関連するシステムについて、第三者によって閲覧・改竄・破壊等がなされないよう、保管および送信するデータの暗号化、ウイルス対策等の安全管理措置を自ら講じるとともに、本委託先をして講じさせるものとします。
- 2.加盟店は、署名電子化に先立ち、前項の安全管理措置の内容について、両社に報告し、その承認を得るものとします。
- 3.本条第1項の安全管理措置を講じた場合であっても、暗号が解読されるなどの問題が発生し、カード関連情報の漏洩等または目的外利用により会員その他の第三者との間で紛議が生じた場合には、加盟店はその責任と負担において当該紛議を解決し、または本委託先をして解決せしめ、両社およびカード会社に一切の負担を生じさせないものとします。

第7条(責任)

- 1.加盟店は、署名電子化について発生するすべての事象について、当社、およびカード会社に対して責任を負うものとし、署名電子化に起因または関連して当社、またはカード会社に損害が発生した場合、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
- 2.加盟店は、本委託を行った場合であっても、原規約およびこれに付随する特約(本特約を含む)に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、本委託先の責任の有無にかかわらず、本委託に起因または関連して当社、またはカード会社に損害が発生した場合、加盟店は当社、およびカード会社の損害を賠償しまたは支払うものとします。

第8条(署名電子化の停止)

- 1.当社またはカード会社が加盟店または本委託先において、署名電子化につき適切な安全管理措置を講じていないと判断し、加盟店に通知した場合、加盟店は、電子サインパッドの使用および本データの電子伝票保管センターへの送信を直ちに停止し、かつ本委託先をして停止させるものとします。なお、かかる場合には、加盟店は、すべて原規約の定める方法に従い信用販売を行うものとします。
- 2.加盟店は、当社またはカード会社が前項に基づき通知した時点で、既に電子伝票保管センターで保管されている本データの取扱いについては、両社の指示に従うものとします。

第9条(本特約の取扱いの終了)

- 1.本特約の取扱いは、原規約に基づく加盟店契約が終了したとき、または、署名電子化が終了したときに終了するものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、加盟店、または当社は、加盟店契約の有効期間中であっても、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了させることができるものとします。
- 3.当社またはカード会社は、加盟店または電子伝票保管センターにおいて、漏洩等もしくは目的外利用または情報セキュリティ上の事故が発生した場合、催告することなく、原規約に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、または、本特約の取扱いを終了させることができるものとします。

第10条(本特約の取扱い終了時の措置)

- 1.本特約の取扱いが終了した場合、加盟店は信用販売に電子サインパッドを使用してはならないものとします。
- 2.本特約の取扱いが終了した場合、加盟店は、本データの電子伝票保管センターへの送信を中止するものとします。なお、加盟店は、本特約の終了時点で既に電子伝票保管センターで保管されている本データの取扱いについては、両社の指示に従うものとします。
- 3.本特約の取扱いが終了した場合であっても、本委託先における本データの保管が継続する限りは、当該保管につき本特約の規定が適用されるものとします。

第11条(本特約に定めのない事項)

本特約に定めのない事項については、原規約を合理的な限度で以下のとおり読み替えて準用するものとします。

- (1)加盟店が売上データを送信する機能を有する決済機器等を使用する場合における「売上票」を「署名データ」に読み替えます。
- (2)「売上票(加盟店控)」を「売上票控データ」に読み替えます。
- (3)「本規約」および「本契約」を「本規約および署名の電子化に関する特約」および「本契約および署名の電子化に関する特約」に読み替えます。

(2025年10月1日)